

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2016/8/18 第20号

それでも民主主義は止まらない

共同代表・名古屋大学教授

本 秀紀

先月の参議院選挙の結果、参議院でも改憲勢力（自民・公明・維新・こころ）が3分の2の議席を占めるに至った。「野党共闘であれだけ頑張ったのにガツカリ！」との声も聞かれるが、事態を客観的に眺めてみると、違った風景が見えてくる。

まず前提として、以下の諸点をふまえることが必要である。①参議院は半数改選なので、「3分の

2」は前回選挙（2013年）

の結果との合算である（今回の選挙で3分の2獲ったわけではない）。②選挙制度が多数派に有利にできているので（前回自民党は、比例区34・7%の得票で53・7%の議席を獲得）、選挙結果は有権者の意思をそのまま表しているわけではない。③第二次安倍政権成立後の「一強多弱」状況では、一人区での自民圧勝が自然なので、選挙制度による大政党優遇がより大きな効果をもたらす。④現に前回選挙の一人区で自民党は29勝2敗で、改憲勢力（自民・公明・維新・みんな）が76%もの議席を獲得した。

したがって、「普通」に選挙

をすれば、改憲勢力が8割に迫る議席を占めても不思議はなかったところ、野党共闘が機能したため、32の一人区で自民党は21議席しか獲得できず、前回選挙の比例区で13・4%しか支持のなかった民進党（当時民主党）が、今回は26・4%の議席を得るまでに「躍進」した。その結果、改憲勢力の議席獲得は6割強にとどまり、全体として3分の2ギリギリの議席占有率となったのである。つまり、選挙結果を大局的に見れば、野党共闘の成果により、よく3分の2で食い止めたといえる。

その意味で、野党共闘は、民意が反映されない選挙制度と「一強多弱」状況を前提に、安倍政権による壊憲政治をストップさせるための実践的手法と位置づけることができるが、野党共闘の意義はそれだけにとどまらない。昨夏以来の「路

上の民主主義」の新しい政治文化を選挙戦にまで拡張して、市民発の政策で候補者を支えた点が重要である。その過程で、これまで政治に関わってこなかった人びとが主体的に政治参加するようになり、他方、候補者の側も市民の声を聞いて、暮らし目線の政策を重視するようになった。今後、市民に推されて当選した議員は常に市民の監視を受けることになり、「代議制民主主義」が国民の意思を実質的に反映する仕組みが芽生えたといえよう。

それでも、改憲勢力と共闘野党（民進・共産・社民・生活）の得票率（比例区）を比べると、59・9%対36・4%と開きが大きいのも事実である。投票率が上がったとはいえ、55%程度では、権力を背景とした組織の力に対抗することは難しい。メディアに対する統制も効いて

秘密保全法に反対する愛知の会

【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp

【TEL】 052-910-7721

【FAX】 052-910-7727

【facebook】 <https://www.facebook.com/nohimityu>

【ツイッター】 https://twitter.com/himitsu_control

料が十分に提供されることはない。18歳選挙権が始まったが、教育現場は「政治的中立性」の縛りがきつく、有益な情報にふれることは難しい。

こうした状況の中で、芽生えつつある民主主義をさらに発展させていくには、政治に関心をもちないでいる人びとや、十分な情報も得られないままイメージだけで「選択」してしまっている人たちに事実を届け、「このまま黙っていてはまずいな」と思うきっかけを提供する必要がある。そのためには、まず私たち自身が事実をつかむところから始め、意見を交換し、それを有効に発信しなければならぬ。小規模な学習会で学びながら、自らのコトバを鍛えるために議論をしたり、節目で重要なテーマについて大規模な講演会を開いたり、街頭宣伝やデモで広く市民にアピールするなど、多層的な取り

組みが求められるだろう。

改憲勢力が3分の2を確保したことで、今後、明文改憲に向けての動きが強まることが予測されるが、すでに自民党改憲草案を先取りするかのような状況がある。差別的な物言いで個人の尊厳がふみにじられ、自由にモノが言えない空気が世の中を支配する。それでも、それに抗おうとする人びとがいる限り、民主主義は止まらない。否、止めてはならない。

「サミットと監視社会」に関するシンポを行いました

事務局次長・弁護士 中川匡亮

2016年5月26日、27日に、伊勢志摩サミットが行われました。これに先立ち、愛知県内では、県警による「おかしいな?」と思ったら通報を!」と呼びかけるポスターが至る所に貼られています。このポスターは、「上着が異様

にふくらんでいる」「身を寄せてヒソヒソ話」「変な荷物を持っている」など些細なことでも通報を呼びかける異様なものでした。こうしたポスターなどもきっかけとなって、秘密保全法に反対する愛知の会は、5月7日に『テロ防止』でどうする?どうなる?『私の安心』と『あなたの自由』というシンポジウムを開催しました。当日は60名が参加し、活発な意見交換も行われました。



講師の三重の弁護士の芦葉甫(あしははじめ)さんは、伊勢志摩サミットに備えた厳重な警備体制を映像を用いて説明して下さいました。

洞爺湖サミットの際も、警視庁が東京都内にいる「全ての」イスラム教徒を徹底して監視していたことが、内部資料のWINNY流出により発覚しています。

「テロ」というのは抽象的な概念です。「テロ対策」と聞くと何となく納得してしまいますが、「テロ対策」を強調することにより、何でも「テロ」と関連づけられ、「テロ」とは何ら関係のない私達一般市民の行動が監視されることにも繋がりがかねません。

芦葉さんは、「私達弁護士は『テロ』という用語は普段使いません。『犯罪』と言います。」と指摘されました。確かに、犯罪といわれるとイメージは湧きますが、「テロ」と言われると、一体何が「テロ」に該当するのか、漠然としか分かりません。政府が主張する抽象的な概念には用心したいと意を新たにすることができたシンポジウムでした。

「筋トレゼミ」報告― 新聞はまだまだ生きて いる

事務局長・弁護士 濱島将周

講演を聴く一方でなく、参加者が自分の頭で考え、意見を交わす、ゼミ形式の頭脳の「筋トレ」をしよう、と昨年から始まった「筋トレゼミ」。その新たな3回シリーズのテーマは「表現の自由とメディア」、その1回目が「新聞はこの参院選をどう報道したか？」として、某全国紙のA記者を話題提供者にお迎えして、行われました。

A記者からの話題提供：①某紙では、今回の参院選は「改憲勢力が3分の2に達するか」が争点だという意識で紙面づくりをした。
②社説は論説委員たちが議論してテーマを選定し、方向性を決定するところ、論説委員たちの考え

方はさまざまなので、内容は中庸にならざるを得ない。③シリーズで憲法問題など選挙の争点にかかわる記事を連載したが、

総じて現政権に厳しい目を向ける内容だった。④選挙情勢を伝える記事については、掲載自体に批判もあるが、世論調査と取材によってほぼ選挙結果と相違ない情勢分析ができるようになってきている。⑤投開票の記事については、速報性と正確性で各社が競争になっている。⑥野党共闘については、公示前と選挙後に、東海3県における分析記事を掲載した。⑦日本ではとくに公示後に「公平性」が求められ、現場でも配慮されている。⑧官邸からの圧力については、少なくとも現場では「ない」。

その後は、意見交換というようり、A記者との質疑応答となりました。その中で、A記者が、少なくとも某紙については、官

邸からの圧力はない、と重ねて明言されたのは心強い限りです。

ただ、広告収入との関係で企業からの圧力はあるかもしれない、とのことですし、記者が一番気にするのは一般読者からの声で、最近では右派側が組織化して「読者」からの声を上げていて、それが現場に影響しているかもしれない、とのことでした。また、記者としては、少数者の意見や状況を伝えるのが新聞だという気概があるものの、読者が求める記事も書かざるを得ないという実態もある、とのことでした。

A記者のお話を聞く限り、新聞はまだまだ生きています。頑張っている記者、新聞社を応援して、私たち市民の側に居続けてもらいましょう。



次回筋トレゼミ シーズンII

「表現の自由とメディア」第2回「テレビを巡る『今』」は、

8月31日(水)午後6時30分

@名古屋第一法律事務所
の予定です。

テレビ局の現役の方に来ていただけることになっています。

警察による市民監視の横行

会員 近藤ゆり子

8月3日、大分県警別府署が参院選期間前後に、野党支援団体の労働組合などが入る建物の敷地内にビデオカメラ2台を隠して設置していたことが報道された。警察による監視・情報収集が、決して「公平中正」ではないことが、また明らかになった。

警察が収集し蓄積した情報はどう“利用”されるのか？その一端が明らかになったのが、2014年7月24日付け朝日新聞で報道された岐阜県警大垣署による「市民運動潰し指南」情報提供事件である。大垣署は風力発電事業を計画している中部電力子会社シーテック社を呼びつけて、批判的な勉強会を開催した地元住民、その住民と“繋がっている”市民や法律事務所の情報を提供した。「このよ

うな人物と…の連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない」「大垣警察署としても回避したい行為である」などとして「地区からの反対運動を発生させないための相談」が繰り返された。

名指しされた当事者や弁護士、関係者によって、4月16日、「大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす『もの言う』自由を守る会」を結成し、提訴準備を本格化させている。このときの中谷雄二弁護士の講演「進む監視網と市民監視」を冊子とした。(¥200)

事件に関する資料、冊子についての詳細は『もの言う』自由を守る会「ウェブサイトに。
<http://monoiujiyu-ogaki.jindo.com/>

編集後記 うやむやにしていけない別府署のトンデモ盗撮

編集長・弁護士 矢崎暁子

大分県警別府署が市民団体の事務所に入りする人々を盗撮していた。事務所の敷地に不法侵入してまで。「公道と間違えて入った、

ゴメンゴメン」と幕引きを図ろうとしているが、公道であっても無差別な撮影が許されないことは判例上、明白だ。「警察なら何でもできる」と思いついてはいないか。監視がバレる度に「捜査のため必要だった」との言い訳が安易に繰り返され、何がどう「必要」なのかの説明もないまま、警察による市民への盗撮、盗聴、尾行や「潜入」が野放しになっている。国家による思想調査と言論統制は心の底から気持ち悪い。別府署は氷山の一角だろう。だからこそ曖昧に許してはならない。

「案内」

2014年7月に開催された自由権委員会における『国際人権(自由権)規約第6回日本政府報告書審査の記録』が発行されました。日本弁護士連合会編、現代人文社発行で、2700円＋税です。我が国の人権状況が危機的状況にあることが嫌というほどわかります。ぜひ、お読みください。

会員募集中!

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中!

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています!会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動(チラシや極秘通信・展示物の作成・配布、イベントの会場費など)は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎!入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。(年会費・個人1口1000円、団体1口3000円)

【振込先】郵便振替口座

00840-3-214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」